

知多北部広域連合長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例

(令和3年8月30日 条例第3号)

改正 令和 6年5月 1日 条例第2号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第243条の2の7第1項の規定に基づき、広域連合長若しくは委員会の委員若しくは委員又は職員（同法第292条において準用する同法第243条の2の8第3項の規定による賠償の命令の対象となる者を除く。以下「広域連合長等」という。）の知多北部広域連合（以下「広域連合」という。）に対する損害を賠償する責任の一部の免責に関し必要な事項を定めるものとする。

(損害賠償責任の一部免責)

第2条 広域連合は、広域連合長等の広域連合に対する損害を賠償する責任を、広域連合長等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、広域連合長等が賠償の責任を負う額から、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第173条の4第1項第1号に規定する普通地方公共団体の長等の基準給与年額に、次の各号に掲げる広域連合長等の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める数を乗じて得た額を控除して得た額について免れさせる。

- (1) 広域連合長 6
- (2) 副広域連合長、選任副広域連合長、選挙管理委員会の委員又は監査委員 4
- (3) 職員（前号に掲げる職員を除く。） 1

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の規定は、広域連合長等のこの条例の施行の日以後の行為に基づく損害を賠償する責任について適用する。

附 則（令和6年条例第2号）

この条例は、公布の日から施行する。